

ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 D J . I
特許又は追加証の国内段階移行請求書	附属書 D J . II
国内段階における従業者発明の陳述書	附属書 D J . III

略語のリスト

国内官庁：	ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC)
DPL：	産業財産保護に関する法律No. 50/AN/09/6th L
DL 079：	法律No. 50/AN/09/6th L を施行する政令No. 2011-079/PR/MDCC

指定（又は選択）官庁 D J	ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC) 国内段階に入るための要件の概要	概要 D J
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	DJF 20,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語、英語又はフランス語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：ジブチ・フラン (DJF) 特許： 出願手数料……………DJF 172,500 追加証： 出願手数料……………DJF 172,500	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期限内に提出又は支払をしなければならない。

D J	ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC) (続き)	D J
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	出願人がジブチに居住していない場合には、代理人の選任 国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び あて名 ² 出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する陳述書又は 通知書 ² 先の出願の優先権を主張する出願人の資格に関する陳述書又は 通知書 ² 国際出願日後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証	
誰が代理人として行為できるか？	ジブチに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	

² 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

様式（附属書DJ. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 DJ. II 特許又は追加証の国内段階移行請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_dj.pdf

附属書 DJ. III 国内段階における従業者発明の陳述書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_dj.pdf